

第1問 答案用紙

(企業法)

問題 1	<p>1. 株主名簿の確定的効力 (130 条) により, 名義書換を受けない限り, Bは甲会社に対して, 剰余金の配当を受ける権利 (105 条 1 項 1 号) を主張することができない。ここで, 定時株主総会が開催された平成 29 年 6 月 20 日において, Bの株主名簿上の持株数は 40 株である。したがって, Bが名義書換を受けていない 30 株について甲会社に株主権を主張し, 本問の配当金支払請求をすることは認められないのが原則である。しかし, 同年 2 月 1 日にBは適法に株主名簿の名義書換請求をしているにもかかわらず (133 条 2 項), 甲会社は故意にBの名義書換請求を放置しているため, 名義書換を不当に拒絶しているといえる。このように名義書換が不当に拒絶された場合でも, 130 条が適用され, Bは甲会社に対して名義書換が未了である 30 株についての株主権を主張することができないのか問題となる。</p> <p>2. この点, 会社が名義書換を不当に拒絶した場合, 株式譲受人は, 名義書換を受けていなくても株主権を主張することができる。なぜなら, 株主名簿の確定的効力は, 株主の権利行使を画一的に処理することにより会社の事務処理の便宜を図るためにあるが, 会社が適法に請求された株主名簿の名義書換請求を不当に拒絶しておきながら, 130 条を主張し, 株主権の主張を認めないとするのは, 信義則 (民法 1 条 2 項) に反するためである。</p> <p>3. 本問においては, 甲会社が名義書換を不当に拒絶しているという事実があるため, Bは甲会社に対して, 名義書換が未了である 30 株についての剰余金配当請求権を主張することができることから, 本問の配当金支払請求は認められる。</p>
問題 2	<p>1. 株式会社は, 何人に対しても, 株主の権利の行使に関し, 当該株式会社またはその子会社の計算において, 財産上の利益の供与をしてはならない (120 条 1 項)。当該規定の趣旨は, 会社財産の浪費を防止し, 会社運営の健全化を図ることにある。本問において, 甲会社は, 株主であるBに対し, 自己の計算において財産上の利益の供与をしているが, 本件贈与は, Bが保有する甲会社株式の全部を譲渡することを条件になされている。ここで, 本件贈与が株主の権利の行使に関してなされたといえるか問題となる。</p> <p>2. この点, 「株主の権利の行使に関し」の意味は, 「株主の権利の行使または不行使に影響を与える趣旨で」という意味と解する。ここで, 株式の譲渡は株主たる地位の移転であり, それ自体は株主の権利の行使とはいえないことから, 株式の譲渡に関して財産上の利益の供与がなされても, 直ちに 120 条 1 項が禁止する利益の供与には該当しない。しかし, 株式会社から見て好ましくないと判断される株主が株主権を行使することを回避する目的で, 当該株主から株式を譲り受けるための対価を何人かに供与する行為は, 会社運営の健全化を図る趣旨と照らしても株主の権利の行使に関し利益を供与する行為であると解する。</p> <p>3. 本件贈与は, Bを甲会社から排除することにより, Bが株主権を行使することを回避する目的で行われていることから, 株主の権利の行使に関してなされたといえるため, 120 条 1 項が禁止する利益の供与に該当する。</p>

第2問 答案用紙 (企業法)

問題 1	<p>1. 乙会社は大会社(2条6号)であり、公開会社であることから、取締役会設置会社である(327条1項1号)。したがって、乙会社の取締役会は、内部統制システムの整備について決定しなければならない(362条4項6号, 5項)。これは、ある程度以上の規模の株式会社には、その業務の適正を確保するための組織体制の構築が必要であるという考え方に基づくものである。</p> <p>2. ここで、Aらが423条1項に基づく損害賠償責任を負うか問題となるが、Aらが当該責任を負うためには、① 任務懈怠の存在、② 損害の発生、③ 故意または過失の有無、④ 任務懈怠と損害との間に因果関係があることが必要となる。乙会社の取締役会は、乙会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備について決定する義務がある。そして、当該体制には、乙会社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の乙会社への報告に関する体制、および、乙会社の子会社の損失の危険の管理に関する体制が含まれている(会社法施行規則100条1項5号イロ)。しかし、乙会社の取締役会は、当該体制について決定をせず、取締役会の構成員であるAらも各自で必要な対応をとることもしなかったことから監督義務(362条2項2号)に違反している。したがって、Aらには、善管注意義務違反(330条, 民法644条)による任務懈怠が認められる。</p> <p>3. 本問では、乙会社に丙会社株式の評価損が生じており、AらはDに丙会社の経営を任せきりにしていたという点で少なくとも過失が認められる。そして、当該体制が適切に講じられていれば本件取引はなされなかったといえるので、Aらは乙会社に対して、連帯して、423条1項に基づく損害賠償責任を負う。</p>
問題 2	<p>1. 丙会社の株主である乙会社は、株主による責任追及等の訴え(847条)によってDの丙会社に対する責任を追及することができるが、乙会社の取締役と丙会社の取締役の間の人的関係等によって当該責任追及を懈怠するおそれがある。そこで、乙会社の株主であるEに特定責任追及の訴え(847条の3)が認められるであろうか。</p> <p>2. まず、乙会社は丙会社の最終完全親会社等に該当し(同条1項柱書本文かつこ書, 2項)、また、Eは公開会社である乙会社の総株主の議決権の100分の3の議決権を本件取引の2年前から引き続き有する株主であるため、原告適格を有する(同条1項柱書本文)。さらに、本件取引を行った時点において、乙会社が有する丙会社株式の帳簿価額は、乙会社の総資産額である30億円の5分の1を超える10億円であるため、特定責任に該当し(同条4項)、本件取引によって、乙会社に丙会社株式の評価損が生じている(同条1項2号)。</p> <p>3. 以上より、丙会社の最終完全親会社等である乙会社の株主であるEは、Dの丙会社に対する損害賠償責任を追及するために、丙会社に対し、特定責任の追及の訴えの提起を請求し(同条1項柱書本文)、丙会社が当該請求の日から60日以内に訴えを提起しないときは、Eは特定責任追及の訴えを提起することができる(同条7項)。</p>